
令和4年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和4年3月17日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

令和4年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第5号 令和3年度築上町一般会計補正予算(第12号)について
- 日程第2 議案第6号 令和4年度築上町一般会計予算について
- 日程第3 議案第7号 令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第8号 令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第9号 令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第10号 令和4年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第11号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第8 議案第12号 令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第9 議案第13号 令和4年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第14号 令和4年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第15号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第16号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第17号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第18号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第19号 築上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第20号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第21号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第22号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第23号 小川ダム管理条例の制定について
- 日程第20 議案第24号 小川ダムかんがい用水使用料条例の制定について
- 日程第21 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 日程第22 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第37号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第26 議案第38号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第27 議案第39号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第40号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第41号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第42号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第45号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第46号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第47号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第48号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第49号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第50号 築上町農業委員会委員の任命について

(追加分)

- 日程第39 議案第51号 令和3年度築上町一般会計補正予算(第13号)について
- 日程第40 意見書案第1号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書(案)
- 日程第41 発議第2号 築上町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 発議第3号 築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 発議第4号 国道10号線ルミエール椎田店・福岡ひびき信用金庫築上町支店前の信号機・横断歩道設置についての要請決議(案)
- 日程第44 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第5号 令和3年度築上町一般会計補正予算(第12号)について
- 日程第2 議案第6号 令和4年度築上町一般会計予算について
- 日程第3 議案第7号 令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第8号 令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について

- 日程第5 議案第9号 令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第10号 令和4年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第11号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第8 議案第12号 令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第9 議案第13号 令和4年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第14号 令和4年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第15号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第16号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第17号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第18号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第19号 築上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第20号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第21号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第22号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第23号 小川ダム管理条例の制定について
- 日程第20 議案第24号 小川ダムかんがい用水使用料条例の制定について
- 日程第21 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第37号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第26 議案第38号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第27 議案第39号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第40号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第41号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第42号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について

- 日程第32 議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第33 議案第45号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第34 議案第46号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第35 議案第47号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第36 議案第48号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第37 議案第49号 築上町農業委員会委員の任命について
日程第38 議案第50号 築上町農業委員会委員の任命について

(追加分)

- 日程第39 議案第51号 令和3年度築上町一般会計補正予算(第13号)について
日程第40 意見書案第1号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書(案)
日程第41 発議第2号 築上町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第42 発議第3号 築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第43 発議第4号 国道10号線ルミエール椎田店・福岡ひびき信用金庫築上町支店前の信号機・横断歩道設置についての要請決議(案)
日程第44 常任委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(14名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 江本 守君 | 2番 吉原 秀樹君 |
| 3番 北代 恵君 | 4番 宗 晶子君 |
| 5番 丸山 年弘君 | 6番 池永 巖君 |
| 7番 鞆野 希昭君 | 8番 工藤 久司君 |
| 9番 武道 修司君 | 10番 池亀 豊君 |
| 11番 田村 兼光君 | 12番 信田 博見君 |
| 13番 田原 宗憲君 | 14番 塩田 文男君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 課長補佐 横内 秀樹君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|--------|------------|--------|
| 町長 | 新川 久三君 | 副町長 | 八野 紘海君 |
| 教育長 | 久保ひろみ君 | 会計管理者兼会計課長 | 石井 紫君 |
| 総務課長 | 元島 信一君 | 企画財政課長 | 椎野 満博君 |
| まちづくり振興課長 | 桑野 智君 | 人権課長 | 樽本 知也君 |
| 税務課長 | 今富 義昭君 | 子育て・健康支援課長 | 吉川 千保君 |
| 保険福祉課長 | 種子 祐彦君 | 産業課長 | 鍛冶 孝広君 |
| 建設課長 | 神崎 秀一君 | 都市政策課長 | 首藤 裕幸君 |
| 上下水道課長 | 福田 記久君 | 住民生活課長 | 武道 博君 |
| 学校教育課長 | 野正 修司君 | 生涯学習課長 | 古市 照雄君 |

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第5号

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第5号令和3年度築上町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 所管の項目について慎重に審議した結果、新型コロナウイルス感染症への対応で働く保育士及び放課後児童支援員等の処遇改善のため、補助金を交付すること。また、ごみ処理施設の修理及び管理の費用を積み立てるため、環境施設基金の造成を行うことが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第5号令和3年度築上町一般会計補正予算（第12号）について。所管の項目について慎重に審査した結果、防災機器を維持管理するための費用を積み立てるための基金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第6号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第6号令和4年度築上町一般会計予算についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 所管の項目について慎重に審議した結果、ソフト事業では町独自の事業として、18歳以下の子どもに対しての医療費の一部を支給すること。また、町内の小中学校の給食の米飯に関わる費用を町が支援すること。ハード事業では、旧焼却施設、八津田小学校旧校舎を解体するものが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第6号令和4年度築上町一般会計予算について。所管の項目について慎重に審査した結果、移動販売による買物支援の事業費、県補助金を活用して試験運転を行うデマンド乗り合いタクシーについての事業費、JR椎田駅、築城駅に無人化対策として維持管理を行うための管理費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 令和4年度築上町一般会計予算について反対の討論を行います。

反対の理由は、この予算が心と体の健康を求めた生活の場づくりと安心して暮らせる町づくりを目指したものになっていないのではないかとということです。

例を挙げると、一つは、令和4年度の国保税率について、県から提示された税率が現行税率よりわずかに下回っているのに、基本的には変更は見送る方針にしたいとして、引き下げてほしいという町民の皆さんの気持ちを考慮する姿勢が全く見られないということです。

一つは、二之湯内閣府特命担当相が、これが消費に回らないのは大きな影響になるのではないかと認めている職員のボーナスを引き下げようとしていることです。今、自治体職員は、コロナ禍の中、住民を守るために過酷な労働を行っています。特に、保健所やワクチン担当部署では、コロナ対応で業務が膨大に増えています。11日の参院予算委員会で金子総務相は、自治体職員の過酷労働について実態を把握しながら、必要な支援を行いたいと答弁しています。参院公聴会で公述人を務めた倉持呼吸器内科の倉持委員長も「私ももはや疲れがとれません。職員を鼓舞するために特別ボーナスで頑張ってください。もはやそれしかありません。消耗戦です。」と述べています。今行うべきは、住民サービスの低下につながるボーナス引下げではなく、住民を守るため頑張っている職員への特別ボーナスです。

一つは、瓶の袋代をわずか4円値上げしようとしていることです。町長は袋の値上がりでやむを得ず増額するものと言われましたが、これを、やむを得ずと考える発想自体が町民の生活の場づくりを全く考慮していないところから来ているのではないかと思います。

昨日、政府は、年金生活者に対する5,000円の臨時特別給付金支給の検討を始めました。この5,000円を1人の方に寄附するための経費が幾らかかるのか分かりませんが、このような経費をかけるより年金の支給額の0.4%引下げのほうをやめるべきだと思います。築上町も町民からの問合せへの対応など、いろんな負担が発生するのではないのでしょうか。財政的な負担もゼロではないと思います。瓶の袋代を4円値上げすることを考えるより、年金削減をやめることを政府に働きかけることを考えるべきだと思います。

以上、本予算は、このような安易に住民に負担を求める考えに立ったものではないかと考えます。少しでもコロナで大変な状況にある住民の皆さんの負担軽減を求め、私の反対意見とさせて

いただきます。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第6号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号

○議長（武道 修司君） 日程第3、議案第7号令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） 池亀議員、もう一回議案番号を言ってください。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 失礼しました。議案第7号令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対

する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第8号

○議長（武道 修司君） 日程第4、議案第8号令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第8号令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について。本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第9号

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第9号令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第9号令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について。本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第10号

日程第7. 議案第11号

日程第8. 議案第12号

日程第9. 議案第13号

日程第10. 議案第14号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第6、議案第10号令和4年度築上町霊園事業特別会計予算についてから日程第10、議案第14号令和4年度築上町下水道事業会計予算については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第14号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第10号から議案第14号まで委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第10号令和4年度築上町霊園事業特別会計予算について。本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号令和4年度築上町国民健康保険特別会計予算について。本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について。本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号令和4年度築上町水道事業会計予算について。本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号令和4年度築上町下水道事業会計予算について。本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第6、議案第10号令和4年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第11号令和4年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） 築上町国民健康保険特別会計予算についての反対意見は、先ほど申し述べたとおりです。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これにて討論を終わります。

これより、議案第11号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第12号令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これにて討論を終わります。

これより、議案第12号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第13号令和4年度築上町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第14号令和4年度築上町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第14号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第15号

日程第 1 2. 議案第 1 6 号

日程第 1 3. 議案第 1 7 号

日程第 1 4. 議案第 1 8 号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第 1 1、議案第 1 5 号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 1 4、議案第 1 8 号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 5 号から議案第 1 8 号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第 1 5 号から議案第 1 8 号まで、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） **議案第 1 5 号**築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について慎重に審査した結果、人事院が国家公務員の期末手当を 0.15 月分減額することを勧告したことに伴い、地域の実情を踏まえ、人事院勧告制度を尊重し、築上町職員の給与の条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第 1 6 号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について慎重に審査した結果、人事院が国家公務員の期末手当を 0.15 か月分減額することを勧告したことに伴い、地域の実情を踏まえ、人事院勧告制度を尊重し、築上町特別職の給与の条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

議案第 1 7 号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、人事院が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、非常勤職員の育児休業取得要件などを改正したため、築上町職員の育児休業に関する条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、**議案第 1 8 号**築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が改正されたことに伴い、従来あった法律が廃止となり、引用される法律が変更されたため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

委員長の報告が終わりました。

日程第11、議案第15号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） 先ほど、討論で申し上げたとおり、職員のボーナス引下げには反対です。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第15号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第16号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第16号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第17号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第17号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第18号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第18号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第19号

○議長（**武道 修司君**） 日程第15、議案第19号築上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（**池亀 豊君**） 議案第19号築上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、築上町予防接種健康被害調査委員会委員において、町長から築上町職員保健師に委員を改めるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第19号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第20号

○議長（**武道 修司君**） 日程第16、議案第20号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第20号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、町指定固形燃料化ごみ袋の特小サイズを作成すること、また、瓶、飲食用の町指定袋の単価を変更するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 先ほど、申し上げたとおり、町民の負担が増える袋の値上げには反対です。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第20号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございました。起立多数です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第21号

日程第18. 議案第22号

日程第19. 議案第23号

日程第20. 議案第24号

日程第21. 議案第25号

日程第22. 議案第26号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第17、議案第21号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第22、議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定については、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第26号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第21号から議案第26号まで委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第21号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、牧の原キャンプ場にテントサイトを設置することに伴い、利用期間や使用料を定めるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、鳥獣被害対策実施隊員の報酬額を実働状況を踏まえた額に改定するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号小川ダム管理条例の制定について。本案について、小川ダムの管理を委託していた椎田小川池土地改良区の解散により、町が小川ダムを管理するため、条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号小川ダムかんがい用水使用料条例の制定について。本案について、椎田小川池土地改良区の解散により、小川ダムからのかんがい用水の排水及び使用料を徴収するため、条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定について。本案について、集落センター、交流促進センター及び生活改善センターを引き続き、施設が所在する自治会へ指定管理者を指定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定について。本案について、築上町FM放送施設スターコーンを引き続き、東九州コミュニティー放送株式会社へ指定管理を指定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

日程第17、議案第21号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第21号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第22号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第22号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第23号小川ダム管理条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第23号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第24号小川ダムかんがい用水使用料条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第24号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第25号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第26号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23. 議案第27号

○議長（武道 修司君） 日程第23、議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定について。本案について、築上町椎田及び築城社会福祉センターを引き続き、築上町社会福祉協議会へ指定管理者の指定をするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第27号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24. 議案第28号

○議長（武道 修司君） 日程第24、議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定について。本案について、築上町文化会館コマーレを引き続き、しいだサンコー株式会社へ指定管理者の指定をするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第28号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで一旦休憩をいたしたいと思います。次に農業委員会の投票がありますので、システムの準備をしますので、ここで一旦休憩をさせていただきます。再開は10時55分からといたします。

午前10時44分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第25. 議案第37号

○議長（**武道 修司君**） 日程第25、議案第37号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に築別修一氏を任命することについて議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

投票が終わるまで議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（**武道 修司君**） ただいまの出席議員は14名です。

1番、江本守議員については事務局が補佐をいたします。

議場内2か所にモニターがありますので、その画面が投票受付中になると投票ができるようになります。

すみません、先ほど私が議会の意見というふうに言いましたが、同意を求める人事案件ですので訂正をお願いいたします。

投票の準備ができました。投票は無記名投票といたします。任命に同意の方は賛成のボタン、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは、始めてください。

〔電子表決〕

○議長（**武道 修司君**） 皆さん、ボタンの押し忘れはありませんか。押し間違い、押し忘れがな

いか各自御確認をしてください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、これで投票を締め切ります。

〔議場開鎖〕

○議長（武道 修司君） 投票の結果です。

投票総数 13 票、賛成 13 票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第 37 号の築上町農業委員会委員に築別修一氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

日程第 26. 議案第 38 号

○議長（武道 修司君） 日程第 26、議案第 38 号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に横山員伸氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第 8 2 条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は 14 名です。

議場内 2 か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができますのでよろしく願いいたします。

投票は無記名投票といたします。任命に同意の方は賛成ボタンを、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは、始めてください。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） 押し間違い、押し忘れがないか各自で御確認をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、投票を締め切ります。

投票結果です。

投票総数 13 票、賛成 13 票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第 38 号の築上町農業委員会委員に横山員伸氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

日程第 27. 議案第 39 号

○議長（武道 修司君） 日程第 27、議案第 39 号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に吉田俊明氏を任命することについて議会の同意を求める人事

案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内2か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができるようになります。

投票は無記名投票とします。任命に同意の方は賛成ボタンを、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは、始めてください。

〔電子表決〕

○議長（**武道 修司君**） 押し間違い、押し忘れがないか各自で御確認をしてください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで投票を締め切ります。

投票結果です。

投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第39号の築上町農業委員会委員に吉田俊明氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

日程第28. 議案第40号

○議長（**武道 修司君**） 日程第28、議案第40号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に宮野葵氏を任命することについて議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

モニターが投票中になると投票ができます。

投票は無記名投票といたします。任命に同意の方は賛成ボタンを、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始いたします。それでは、始めてください。

〔電子表決〕

○議長（**武道 修司君**） 押し間違い、押し忘れがないか各自で御確認をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで投票を締め切ります。

投票の結果です。

投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第40号の築上町農業委員会委員に宮野葵氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

日程第29. 議案第41号

○議長（**武道 修司君**） 日程第29、議案第41号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に西田浩二氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内の画面が投票受付中になると投票ができますのでよろしくお願いいたします。

投票は無記名投票といたします。任命に同意の方は賛成ボタンを、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始いたします。それでは、始めてください。

〔電子表決〕

○議長（**武道 修司君**） 押し間違い、押し忘れはありませんか。各自で御確認をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで投票を締め切ります。

投票の結果です。

投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第41号の築上町農業委員会委員に西田浩二氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

日程第30. 議案第42号

○議長（**武道 修司君**） 日程第30、議案第42号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に蛭崎幸生氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内の画面が投票受付中になると投票ができるようになります。

投票は無記名投票といたします。任命に同意の方は賛成ボタンを、不同意の方は反対ボタンを

押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは、押してください。

[電子表決]

○議長（**武道 修司君**） 押し忘れ、押し間違いがないか各自で御確認をしてください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（**武道 修司君**） これで投票を締め切ります。

投票の結果です。

投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第42号の築上町農業委員会委員に蛭崎幸生氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

日程第31. 議案第43号

○議長（**武道 修司君**） 日程第31、議案第43号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に前田好嗣氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内のモニターが投票受付中になると投票ができるようになります。

投票は無記名投票といたします。任命に同意の方は賛成ボタンを、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票ボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは、始めてください。

[電子表決]

○議長（**武道 修司君**） 押し忘れ、押し間違いがないか各自で確認をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで投票を終わります。

投票結果です。

投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第43号の築上町農業委員会委員に前田好嗣氏を任命することについては、同意することに決定をいたしました。

日程第32. 議案第44号

○議長（**武道 修司君**） 日程第32、議案第44号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に出口貞味氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内のモニターが受付中になると投票ができます。

投票は無記名投票といたします。任命に同意の方は賛成ボタンを、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは、始めてください。

〔電子表決〕

○議長（**武道 修司君**） 押し忘れ、押し間違いがないか各自で御確認をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで投票を締め切ります。

投票の結果です。

投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第44号の築上町農業委員会委員に出口貞味氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

日程第33. 議案第45号

○議長（**武道 修司君**） 日程第33、議案第45号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に平野力範氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内のモニターが投票受付中になると投票ができるようになります。

投票は無記名投票といたします。任命に同意の方は賛成ボタンを、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは、始めてください。

〔電子表決〕

○議長（**武道 修司君**） 押し忘れ、押し間違いがないか各自で確認をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで投票を終わります。

投票結果です。

投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第45号の築上町農業委員会委員に平野力範氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

日程第34. 議案第46号

○議長（**武道 修司君**） 日程第34、議案第46号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に蛭崎正徳氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内のモニターが投票受付中になると投票ができるようになります。

投票は無記名投票といたします。任命に同意の方は賛成ボタンを、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票ボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは、始めてください。

〔電子表決〕

○議長（**武道 修司君**） 押し間違い、押し忘れがないか各自で御確認をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで投票を締め切ります。

投票結果です。

投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第46号の築上町農業委員会委員に蛭崎正徳氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

日程第35. 議案第47号

○議長（**武道 修司君**） 日程第35、議案第47号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に小野俊明氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内のモニターが投票受付中になると投票ができます。

投票は無記名投票といたします。任命に同意の方は賛成ボタンを、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは、始めてください。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） 押し間違い、押し忘れがないか各自で確認をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、これで投票を締め切ります。

投票の結果です。

投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第47号の築上町農業委員会委員に小野俊明氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

日程第36. 議案第48号

○議長（武道 修司君） 日程第36、議案第48号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に浅野正博氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内のモニターが投票受付中になると投票ができますのでよろしくをお願いいたします。

投票は無記名投票とします。任命に同意の方は賛成ボタンを、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは、始めてください。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） 押し間違い、押し忘れがないか各自で確認をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、これで投票を締め切ります。

投票の結果です。

投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第48号の築上町農業委員会委員に浅野正博氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

日程第37. 議案第49号

○議長（武道 修司君） 日程第37、議案第49号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に繁永大輔氏を任命することについて議会の同意を求める人事

案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内のモニターが投票受付中になると投票ができます。

投票は無記名投票といたします。任命に同意の方は賛成ボタンを、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは、始めてください。

[議員投票]

○議長（武道 修司君） 押し間違い、押し忘れがないか各自で確認をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） それでは、これで投票を締め切ります。

投票の結果です。

投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第49号の築上町農業委員会委員に繁永大輔氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

日程第38. 議案第50号

○議長（武道 修司君） 日程第38、議案第50号築上町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町農業委員会委員に椎葉千亜紀氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内のモニターが投票受付中になると投票ができます。

投票は無記名投票とします。任命に同意の方は賛成ボタンを、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

ただいまより投票を開始します。それでは、始めてください。

[電子表決]

○議長（武道 修司君） 押し間違い、押し忘れはありませんか。各自で確認をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） それでは、投票を締め切ります。

投票の結果です。

投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第50号の築上町

農業委員会委員に椎葉千亜紀氏を任命することについては、同意とすることに決定をいたしました。

日程第39. 議案第51号

○議長（武道 修司君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第39、議案第51号令和3年度築上町一般会計補正予算（第13号）についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第39、議案第51号令和3年度築上町一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第51号令和3年度築上町一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度築上町一般会計補正予算（第13号）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月17日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第51号は、令和3年度築上町一般会計補正予算（第13号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算に4,400万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の合計が136億570万3,000円と定めるものでございます。

この予算は、歳入は17款1項の県支出金ということで3,663万3,000円を一応計上させていただいて、あとは繰越金を21款1項の736万7,000円を計上させていただき、歳出につきましては、6款農林水産業費、あとは農業費で一応計上が4,400万円ということで計上させていただき、中身は県の補助金が急遽配分がございまして、あと事業の中身としてはため池等の耐震診断事業、そして劣化状況の評価事業ということで3,100万円、それからあと、ため池ハザードマップの作成事業ということで1,300万円を計上させていただいて、なお、年度末のため事業執行が困難なため、これを繰越明許ということで第2表で追加をさせていただいているところでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。宋議員。

○議員（４番 宗 晶子君） 今、町長がため池の耐震診断業務委託料とおっしゃいましたが、中身です。どの程度、何か所ぐらいとか、どのため池とか、決まっていることがあれば御回答ください。

また、ハザードマップを順次作っていていると思うんですけれども、全体の進捗状況をお答えください。

○議長（武道 修司君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。ため池の耐震診断につきましては2か所程度を予定しております。

ハザードマップの進捗状況でございますが、今121か所中の34か所が令和3年度で終わる予定でして、進捗率が28%となっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宋議員。

○議員（４番 宗 晶子君） ため池調査2か所の池の名前まではいいですけど、地区名ぐらいまで分かったら御回答ください。

○議長（武道 修司君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。箇所の選定については今から行いますのでまだ決まっておりません。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第51号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。議案第51号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第40. 意見書案第1号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第40、意見書案第1号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書（案）についてを会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第40、意見書案第1号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書（案）についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 意見書案第1号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書（案）。上記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年3月17日、提出者、築上町議会議員、田村兼光、賛成者、築上町議会議員、池亀豊。築上町議会議員、武道修司様。

○議長（武道 修司君） 田村議員、説明をお願いいたします。田村議員。

○議員（11番 田村 兼光君） 意見書案第1号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書（案）。

提案理由、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により医療現場で働く医療従事者等の働き手の人員不足に陥っており、社会保障、社会福祉体制のもろさを鮮明にし、国民の命と健康が脅かされる事態に広がっています。今後、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題です。このことで医療従事者等の確保、社会保障、社会福祉体制の拡充を強く求めるものであります。

以上です。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより意見書案第1号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。意見書案第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 1. 発議第2号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第4 1、発議第2号築上町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第3 9条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第4 1、発議第2号築上町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 発議第2号築上町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について。表記の条例案を別紙のとおり地方自治法第1 1 2条及び築上町議会会議規則第1 4条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年3月17日、提出者、築上町議会議員、塩田文男、賛成者、築上町議会議員、田村兼光。築上町議会議員、武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） 塩田議員、説明をお願いいたします。塩田議員。

○議員（**1 4番 塩田 文男君**） 発議第2号築上町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について。本条例案は議会事務局の職員に事務局次長を追加し、議会事務局の人事配置の実情に合わせるため、また議会事務局長が何らかの理由で職務に遂行ができない場合、議会事務局次長が議会事務局長の補佐ができるものとするため、築上町議会事務局設置条例の改正をするものであります。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより発議第2号について採決を行います。

本発議に対し、反対意見はありません。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第42. 発議第3号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第42、発議第3号築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ただいま宋議員から発議第3号について委員会付託を省略することに対し、異議がありました。動議にはほかに1名以上の賛成者が必要です。ほかに賛成者はいますか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） この動議には2名以上の賛成者がありましたので、成立をいたしました。動議の説明を宋議員にお願いいたします。宋議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 築上町政治倫理条例の改正について、中身については私も同意しておりますが、全員協議会で本条例第7条4項について議論することを失念しておりました。その件については議長をはじめ議員の皆様に変御迷惑をしたこととおわびするとともに、本条例第7条4項審査会の職務、4項はその他この条例による政治倫理の確立を図るため、町長の諮問を受けた事項につき調査、答申、勧告または建議をすることとございます。私はこの条項に基づきまして3月11日に町長に本条例改正の諮問をお願いしたいと申し上げましたが、町長の御回答は議会に任せるとのこととございました。

確かに、本条例にこの条項の強制力はないと思っております。しかし、私は条例及び審議会の諮問手続というものを大切にしたいと考え、ぜひとも委員会付託をして町長に一度この条例改正

について委員会へ諮問することを御検討いただきたく常任委員会への継続審査の動議を提案させていただきます。

○議長（武道 修司君） ただいまの動議に対して質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、委員会付託する動議を議題といたします。

それでは、採決を行います。

この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立少数です。したがって、発議第3号について委員会付託をすることの動議は否決されました。よって、発議第3号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第42、発議第3号築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 発議第3号築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について。表記の条例案を別紙のとおり地方自治法第112条及び築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年3月17日、提出者、築上町議会議員、塩田文男、賛成者、築上町議会議員、田村兼光。築上町議会議長、武道修司様。

○議長（武道 修司君） それでは提案理由を塩田議員、お願いいたします。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 発議第3号築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について。これにつきましては、昨年12月16日付の政治倫理審査会からの動産に対する通知がありまして、現金50万円をあるかないかを求める通知がありました。そこで、年末ではありましたが議員の皆さんからいろんな意見が飛び交う中、翌年1月7日に臨時議会のために議運を開催いたしました。その議運で皆さんの意見がいろいろとありましたので、この政治倫理条例ができて20数年、私は18年提出してきましたが、様々な意見があるということで今回このような政治倫理審査会から通知が来たので、今回を機に、ほかにもいろいろな皆さんの過去いろんな意見がありますので、今度の臨時議会の際に全議員に全協で諮って執り行ってまとめていくことはどうかということを経験で開催を審議いたしました。

1月7日の臨時議会において全協で、まずこれは議運で取り扱うようにしようということ皆さんの意見を出してくれということで皆さんから意見を出していただきまして2月2日を締

切りとして、2月2日、2月15日、そして2月25日と議運を3回、2月25日は3月議会、今議会の議運ではありましたが、そこで議運でその意見をずっと取りまとめまして全協に諮ろうと、そして皆さんの意見を聞きながら審議していこうということになりまして、全協は議会初日の3月2日、それから3月4日、3月8日、それから3月9日と、最終的には3月9日だったんですけども、皆さんたくさんいろんな御意見を頂きました。最終的にこれは議運で取り扱ったので、誰が出すかということで全協に諮りましたので議長のほうに相談し、議運のほうで提出になるのがいいんじゃないかということでありましたが、副議長のほうから議運の委員長と副委員長で提出をやってくれというところに至りましたので、今回提案理由として提出します。

資産報告の提出について、プライバシーの権利及び個人情報保護の観点から提出義務者を改めること、また、動産の内容を明確に改めるため条例の一部を改正するものである。

以上です。

○議長（武道 修司君） それでは、これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） この政治倫理条例は、旧椎田町時代に大きな事件が発生しました。その後、みんなで話し合い、二度とこういう事件が発生しないようにということで決めた条例でありました。それを合併するときにそれをほとんどそのまま新町の政治倫理条例として設置したものであります。そういうふうに記憶しております。

この条例を改めるということで、何度も全員協議会を開いてみんなで協議をしました。改正については、仕方がないかなというような考えでございましたが、その後いろいろ考え、いろんな人に相談し、やはりこの条例は扱うべきではないという結論に至りました。

その理由として、旧椎田町時代にしっかりと議論し、みんなで決めた条例、これは非常に重いものであるというふうに思っております。そのときの1人の議員として、これは変えてはいけないということで反対意見でございます。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより発議第3号について採決を行います。発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。

よって発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第43. 発議第4号

○議長（武道 修司君） 日程第43、発議第4号国道10号線ルミエール椎田店・福岡ひびき信用金庫築上町支店前の信号機・横断歩道設置についての要請決議（案）についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 発議第4号国道10号線ルミエール椎田店・福岡ひびき信用金庫築上町支店前の信号機・横断歩道設置についての要請決議（案）。

標記の決議（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和4年3月17日、提出者、築上町議会議員塩田文男。賛成者、築上町議会議員江本守。賛成者、築上町議会議員北代恵。築上町議会議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） 塩田議員、説明をお願いいたします。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 発議第4号国道10号線ルミエール椎田店・福岡ひびき信用金庫築上町支店前の信号機・横断歩道設置についての要請決議（案）。

令和3年12月に国道10号線東八田136番地1と66番地1のルミエール、福岡ひびき信用金庫築上町支店前にて、信号機や横断歩道のない交差点で、死亡事故が発生いたしました。地域の方の貴い生命が失われ、大きな衝撃を受けております。

これまでも人身事故2件、物損事故と多数発生しており、大変危険な交差点であります。近年では、上記番地の向かい側には、ビジネスホテルや集合住宅が建設され、主要幹線道での多くの車両が行き交う中、信号機や横断歩道がなくても歩行者が国道を行き来している状況です。

二度と悲惨な交通事故が起こらないよう、信号機と横断歩道の設置を強く要望し、決議するものであります。

以上です。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、発議第4号について採決を行います。

本発議に対し、反対意見はありません。発議第4号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第44. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（武道 修司君） 日程第44、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

町長から挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。新川町長。町長、マイクを上げてください。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さんには3月2日から本日まで16日間、多くの議案を慎重審議していただきまして、すべて可決を……。

○議長（武道 修司君） 町長、マイクを上げ過ぎ。

○町長（新川 久三君） 可決をいただきまして、大変ありがとうございました。

もう本当に、コロナという状況下の中、まだまだ本町でも少し陽性者が出ておると。少し下火にはなりましたけれど、毎日まだ出ておるといことで、我々職員も一同気を遣いながら仕事に励んでおるところでございますし。議員の皆さんも御自愛していただきたいと、このように考えておる。

また、気候も非常にあったかくなってまいりましたんで、活動的になってまいりましたんで、議員の皆さんもいろいろ活動があるんじゃないかなろうかなと思っておるところでございます。

そして、また今日、皆さんの机の上に、たしか配付させていただきましたけれども、延塚卯右衛門の郷土の偉人という、いわゆる漫画本。これは、小学校のほうに児童生徒に配付をしながら、郷土の歴史を勉強してもらおうという一つの企画の下に、B&Gそれから日本財団の補助をいた

だきながら、漫画が一応完成しました。刊行は明日になっております。今日は特別。17日でございますけれども、後ろのほうには、3月18日刊行という形になっております。1日早いんですけど、議員の皆さんにはお目通しをしていただきながら広めていただければありがたいと、このように考えております。

それから、あと、今日の議会を最後に2名の課長が、一応3月31日をもって定年退職いたします。後でまたちょっと、挨拶の機会を議長からいただきながら挨拶をさせますけど。議員の皆さんにはいろいろお世話になったことを、私からもお礼を申しながら今議会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） それでは、これで令和4年第1回築上町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員